

敬老
乗車証

仙台市 × 愛子観光バス(株) 実証実験事業のお知らせ

敬老乗車証制度の対象交通機関拡大に向け、紙回数券で運用した場合における課題を整理するとともに、利用実績(ニーズ)を把握するため、実証実験を実施します！



1 実証実験の概要

対象交通機関	愛子観光バス(株) が運行する路線バス ※市営バス・地下鉄・宮城交通バスでは使用できません
実施期間	令和7年6月1日(日)～令和7年9月30日(火)
実施手法	仙台市が作成する紙回数券(バーコード付き)を使用
交付条件	以下のいずれの条件も満たす場合に回数券の交付を受けられます ① 市内にお住いの70歳以上の方 ② 令和6年10月以降の敬老乗車証(ICカード)へのチャージ額と、交付希望回数券の金額の合計が12万円以下であること ※ 障害者交通費助成(ふれあい乗車証・福祉タクシー利用券・自家用車燃料費助成券)と重複して交付を受けることはできません
回数券の種類	8種類(150円～700円)
交付金額	券種ごとに10枚綴り(1500円～7000円)
利用者負担額	■ 介護保険料所得段階5以上の方 <u>交付金額の25%負担</u> 【例】7000円の回数券の場合、利用者負担額は1750円 ■ 介護保険料所得段階1～4の方 <u>交付金額の10%負担</u> 【例】7000円の回数券の場合、利用者負担額は700円

社会参加をはじめとした外出に是非、ご利用ください！

2 申請方法

期間	① 申請受付期間 4月22日(火)～8月29日(金) ② 回数券交付期間 5月19日(月)～8月29日(金)
持参物(※1)	上記①(回数券の申請)の際には、以下をお持ちください
	本人確認書類(※2)
	上記②(回数券の交付)の際には、以下をお持ちください
受付窓口	本人確認書類(※2)、交付金額に応じた現金
受付窓口	①②ともに各区・総合支所の敬老乗車証担当

(※1) 代理申請の場合は、委任状・代理の方の本人確認書類等が必要となりますので、事前に受付窓口までご確認ください。

(※2) 運転免許証、マイナンバーカード など

3 利用回数券の使い方



① 乗車時に整理券をお取りください

② 降車時に整理券と乗車区間に相当する利用回数券を一緒に運賃箱に投入してください

4 利用上の注意点

(1) 利用回数券の乗車区間

- 利用回数券は交付金額によって利用可能な乗車区間が異なりますのでご注意ください。
- 乗車区間未満の利用回数券の複数枚利用やお持ちの利用回数券より低い金額で乗車可能な区間を利用することはできません。

事例①

【乗車区間】700円

380円券 + 現金320円

○ 不足分を現金で支払い

【お持ちの回数券】380円

380円券 380円券

× 380円券2枚で支払い
(できません!)

事例②

【乗車区間】560円

現金560円

○ 全額を現金で支払い

【お持ちの回数券】700円

700円券

× 700円券で支払い
(できません!)

(2) 利用回数券の有効期間

- 愛子観光バス株が運行する路線バスで利用回数券を利用できるのは、以下の期間のみとなります。市営バスや地下鉄、宮城交通バスでは利用できません。

令和7年6月1日(日)～令和7年9月30日(火)

- 5月中に交付を受けた場合や、未利用分の利用回数券がある場合であっても、**上記期間以外利用はできませんので、期間内に使い切り**いただくようご協力をお願いします。

(3) 汚損・破損及び紛失

- 汚損・破損した利用回数券は使用できません。
- 敬老乗車証(ICカード)と異なり、再発行はできませんので、大切に管理いただくようお願いします。

(4) 貸与、譲渡の禁止

- ほかの人の利用回数券は利用できません。
- 他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
※回数券に印字されたバーコードにより個人別の利用実績を管理しており、上記の事項が確認された場合は利用回数券の返還を求めるとともに、実証実験期間中の交付を認めない場合があります。

(5) 車内事故防止に向けて

- 転倒防止のため、なるべく段差のない座席のご利用をお願いいたします。
- お降りの際は、バスが停留所に着いて完全に止まってから席をお立ちいただくようお願いいたします。

【参考】よくある質問

Q1. 回数券の交付を受けたら、現在の敬老乗車証(IC カード)は使えなくなるのでしょうか。

A1. 回数券の交付を受けた後も、お持ちの敬老乗車証(IC カード)は、引き続き、ご利用いただけます。
※ただし、年間チャージ上限額である 12 万円分の回数券の交付を希望する場合など、一定の場合に敬老乗車証(IC カード)が利用できなくなることがあります。

Q2. 回数券の交付は一度限りとなるのでしょうか。

A2. 令和 6 年 10 月以降の敬老乗車証へのチャージ額と回数券の交付希望額(既に交付を受けた回数券の交付金額を含む)の合計が年間チャージ上限額である 12 万円の範囲内であれば、令和 7 年 8 月 29 日(金)までの間、複数回の交付を受けることができます。

Q3. 交付条件に「令和 6 年 10 月以降のチャージ額と交付希望回数券の金額の合計が 12 万円以下」とありますが、チャージ額が分からない場合はどうすればいいのでしょうか。

A3. 令和6年10月以降のチャージ額については、各区・総合支所の窓口でご確認いただけます。
なお、回数券交付可能額の考え方については、以下のとおりです。

①+② が年間チャージ上限額である120,000円以内であること	
(例1)	年間チャージ上限額(R6.10~R7.9) 120,000円
① 申請時点のチャージ済額 80,000円	② 回数券交付可能額 40,000円
➔ 40,000円の範囲内で回数券の申請が可能	
(例2)	年間チャージ上限額(R6.10~R7.9) 120,000円
① 申請時点のチャージ済額 120,000円	
➔ 回数券の申請不可	

記載の内容等については、仙台市の HP でもご覧いただけます。

仙台市 敬老乗車証

検索



(令和 7 年 4 月 仙台市健康福祉局高齢企画課)